

1

名古屋港管理組合財産 公有地（稻永五丁目） 先着順売払い申込案内書

申込期間

令和8年2月9日（月）から

令和8年7月31日（金）まで

名古屋港管理組合

【事務局】

名古屋港管理組合港営部管財課管財係（本組合本庁舎5階）

所在地：〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号

電話：052-654-7895（ダイヤルイン）

Mail：kanzai@union.nagoyako.lg.jp

ウェブサイト：<https://www.port-of-nagoya.jp/>

※ 本件に関するお知らせや情報提供は、原則として上記ウェブサイトにて行います。

【事務取扱時間】

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び休日を除く9時から17時まで（12時から13時までを除く。）（以下「事務取扱時間」といいます。）

お申込みの際は、必ずこの案内書をお読みください。

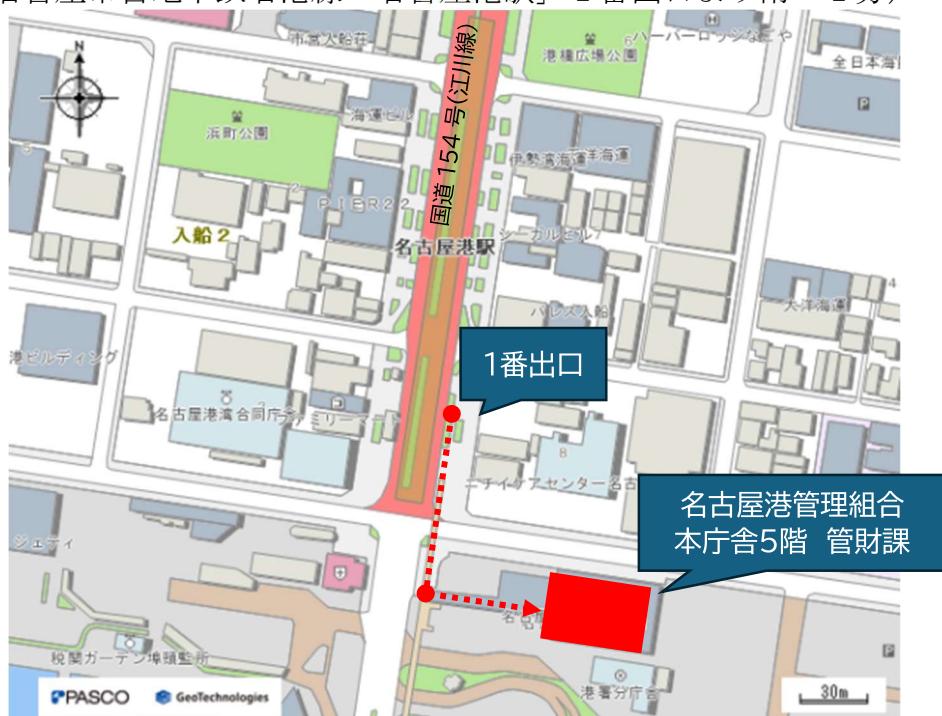
目 次

頁

○ 先着順売払い心得書	1
○ 物件に関する情報	5
○ 名古屋港管理組合財産売買契約書（案）	9
○ 様式	
公有財産買受申込書（様式第1）	15
誓約書（様式第2）	16
個人情報等の外部提供に関する同意書（様式第3）	17
委任状（様式第4）	18
○ 記入例	19

【本組合所在地】

所在地：名古屋市港区港町1番11号
(名古屋市営地下鉄名港線「名古屋港駅」1番出口より南へ1分)



(令和2・3年名古屋市都市計画基本図を基に作成)

先着順売払い心得書

1 全般的な事項

- (1) 申込者は、本先着順売払い心得書及び名古屋港管理組合財産売買契約書（案）（以下「契約書案」という。）並びに物件に関する情報等をよく読んだ上で申し込んでください。
- (2) 申込みにあたっては、次の点にご注意ください。
- ① 物件に関する情報の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。
 - ② 物件は、木柵を含めた現状有姿で引き渡します。
 - ③ 物件の埋設物の調査、地盤調査は行っておりません。
 - ④ 売買契約の地積は公簿面積で行います。
 - ⑤ 隣接地との境界は確定しており、隣接地との境界標を設置しています。境界標の補修や打ち直しは行わず現状のままでの引き渡しになります。
 - ⑥ 隣接土地所有者との立会いは、売払物件とするまでの間に行っていますが、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合においては、再度立会いは行っていません。
 - ⑦ 売払物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、申込みされる方の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係機関に十分確認してください。
 - ⑧ 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、埋蔵文化財包蔵地の場合の発掘調査などの手続き及び費用は買受人の負担となりますので、あらかじめ関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。
 - ⑨ 現地見学会は行いませんので、事前に必ず現地を確認してください。現地の確認の際は、みだりに隣接地に立ち入ったり、木柵等の工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺の住民の方のご迷惑にならないようご配慮をお願いいたします。
 - ⑩ 契約後は、契約金額及び契約者名を本組合ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることができませんので、ご注意ください。申込みをいただいた方は、契約結果の公表に同意いただいたものとみなします。
- (3) 申込者は、申込日以降、本先着順売払い心得書及び契約書案並びに物件に関する情報等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と物件に関する情報との数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- また、契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。本組合として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。
- なお、契約者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。

(4) 申込みに参加できる者は、個人又は法人とします。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除きます。

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 次のアからカのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者。ただし、当該事実と同一の事由により指名停止期間中の者を除く。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 契約者又は申込者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - カ アからオまでのいずれかにより参加申込みできないこととされている方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑦ 公有財産買受申込書を提出する時点で指名停止の期間中の者
- ⑧ 公有財産買受申込書を提出する時点で「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長、平成23年3月31日締結）に基づく排除措置を受けている者

名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長、平成23年3月31日締結）

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、組合が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金額の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、組合への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

2 申込み

(1) 提出書類 <様式は15~18ページ、記入例は20~24ページ>

- ・公有財産買受申込書（様式第1）
- ・誓約書（様式第2）
- ・法人の場合は現在事項証明書（1か月以内に取得した原本）
- ・個人の場合は住民票の写し（1か月以内に取得した原本）
- ・個人情報等の外部提供に関する同意書（様式第3）
- ・委任状（様式第4）（※代理人が申込みする場合のみ）
- ・印鑑証明書（1か月以内に取得した原本）

(2) 申込方法及び申込先

事務局へ書類を持参して申込みしてください。

※電話、メール又は郵送での申込みはできません。

(3) 申込期間

令和8年2月9日(月)から令和8年7月31日(金)まで

(4) 申込時間

事務取扱時間（土日祝日を除く9時から17時まで（12時から13時までを除く。））

(5) 留意事項

- ① 書類への押印は、印鑑登録証明書と同一のものを使用してください。委任の場合は、委任状に押印した使用印を使用してください。
- ② 同一物件において1人で2人以上の代理又は、申込人と他の代理人を兼ねることはできません。
- ③ 本組合は、申込書類受領後、「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、個人情報等の外部提供に関する同意書記載の内容（氏名・生年月日・性別・住所・役職名）について、愛知県警察本部に照会します。
- ④ 申込時間内に、同一の物件に複数の者から同時に申込みがあったときは、抽選とします。
- ⑤ 先着順のため、すでに契約済みの場合がありますのでご了承ください。また、事情により申込期間途中で取り下げことがあります。
- ⑥ 申込期間以外の申込み、必要書類が揃っていない申込みはできません。

3 契約の締結

公有財産買受申込書等の審査終了後速やかに、売却決定通知書及び売買契約書、納入通知書等の契約関係書類を簡易書留にて郵送します。なお、審査には約2~4週間かかります。

買受人は、売却決定通知日の翌日から起算して30日以内に売買契約を締結しなければなりません。契約締結期限までに売買契約を締結しない場合は、売却決定を取り消します。なお、契約書に貼付する収入印紙は、買受人の負担とします。

4 売買代金の納付等

(1) 売買代金の納付

売買代金の納付は、次のいずれかの方法によります。

- ① 売買契約の締結までに売買代金の全額を納付する方法

- ② 売買契約の締結までに売買代金の1割相当（金 23,950,000 円）の契約保証金を納付し、契約日の翌日から起算して20日以内に残額を納付する方法。なお、20日目が土日祝日の場合は、直後の平日までに納付する必要があります。

（2）契約保証金について

契約保証金の取扱いは次のとおりです。

- ①契約保証金は、売買代金が納付された場合には還付し、売買代金が納付期限までに納付されなかった場合は、本組合に帰属します。
- ②契約保証金は、申し出により売買代金の一部に充当することができます。
- ③還付する契約保証金には、利子は付しません。

（3）所有権の移転

売買代金が全額納付された時（※一括払いの場合、契約締結日）に所有権が移転するものとし、木柵を含めた現状有姿で引き渡します。

所有権移転登記の手続きは、買受人が行ってください。所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は買受人の負担とします。なお、所有権移転登記が完了したときは、速やかに登記事項証明書及び登記完了証を事務局へ簡易書留にて郵送してください。

（4）用途等の制限

買受人は、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。これに違反した場合は売買代金の3割相当額の違約金を徴するものとします。また、契約を解除する場合もあります。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

5 その他留意事項

- （1）先着順売払い申込後から所有権移転までの間に代表者等の変更があった場合は、速やかに申し出て下さい。
- （2）先着順売払い心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）等の関係法令の定めるところによって処理します。
- （3）契約条件の履行状況を把握するため、本組合は、隨時、売払物件を実地調査し、買受人に必要な報告を求めることができるものとします。この場合、買受人はこれに協力しなければなりません。

物件に関する情報

所在地及び地番	土地		売却価格（円）
	地目	公簿面積 (m ²)	
名古屋市港区稻永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58	239,500,000

接面道路の幅員等		<ul style="list-style-type: none"> 南西側約16mが幅員約13～17mの両側歩道付舗装市道に等高に接面 南東側約6.9mが幅員約5.5mの舗装市道に等高に接面 						
法令等に基づく制限	都市計画法等	区域	市街化区域					
		用途地域	第1種住居地域					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
	その他法制限等	防火指定	準防火地域	高度地区	31m高度地区			
公共交通機関	鉄道	あおなみ線「野跡」駅より北方へ徒歩約15分						
供給施設等の有無		配管等の状況	照会先・電話番号					
	電気	南西道路配線 有	中部電力パワーグリット（株）港営業所 0120-929-309					
	ガス	南西道路配線 有	東邦ガスネットワーク（株） 0570-010104					
	上水道	南西道路配線 有	名古屋市上下水道局西部営業センター 052-352-2511					
	下水道	南西道路配線 有	名古屋市上下水道局西部営業センター 052-352-2511					
周辺施設	施設名	場所						
	稲永小学校	物件の北東方へ徒歩約8分						
	名古屋西稲永郵便局	物件の東方へ徒歩約4分						
	日用品店舗	物件の北東方へ徒歩約3分						
調査状況	調査名等	実態						
	地盤調査	地盤調査を実施しておりません。						
	土壤汚染調査	本組合が実施した第二種特定有害物質（重金属類）に係る自主調査の結果、全ての調査点、調査対象物質（土壤汚染対策法に定められる特定有害物質及び区域の指定に係る基準による）において土壤溶出量及び土壤含有量基準に適合しております。						
	残置物	対象地には、従前の土地の使用者から返還を受けたときに原状回復済であり、現状残置物は存在していないと想定しているため、埋設物調査は行っておりません。売却地は木柵を含めた現状有姿での引き渡しとなり、仮に地下埋設物等の残置物が発見された場合においても、残置物の撤去は、購入者の負担・責任で行ってください。						
参考情報	<p>隣接する名古屋市有地は、名古屋市において売払いを実施しています。 詳細は右記ウェブサイト（市有地の売払い 名古屋市公式ウェブサイト）よりご確認ください。</p>							

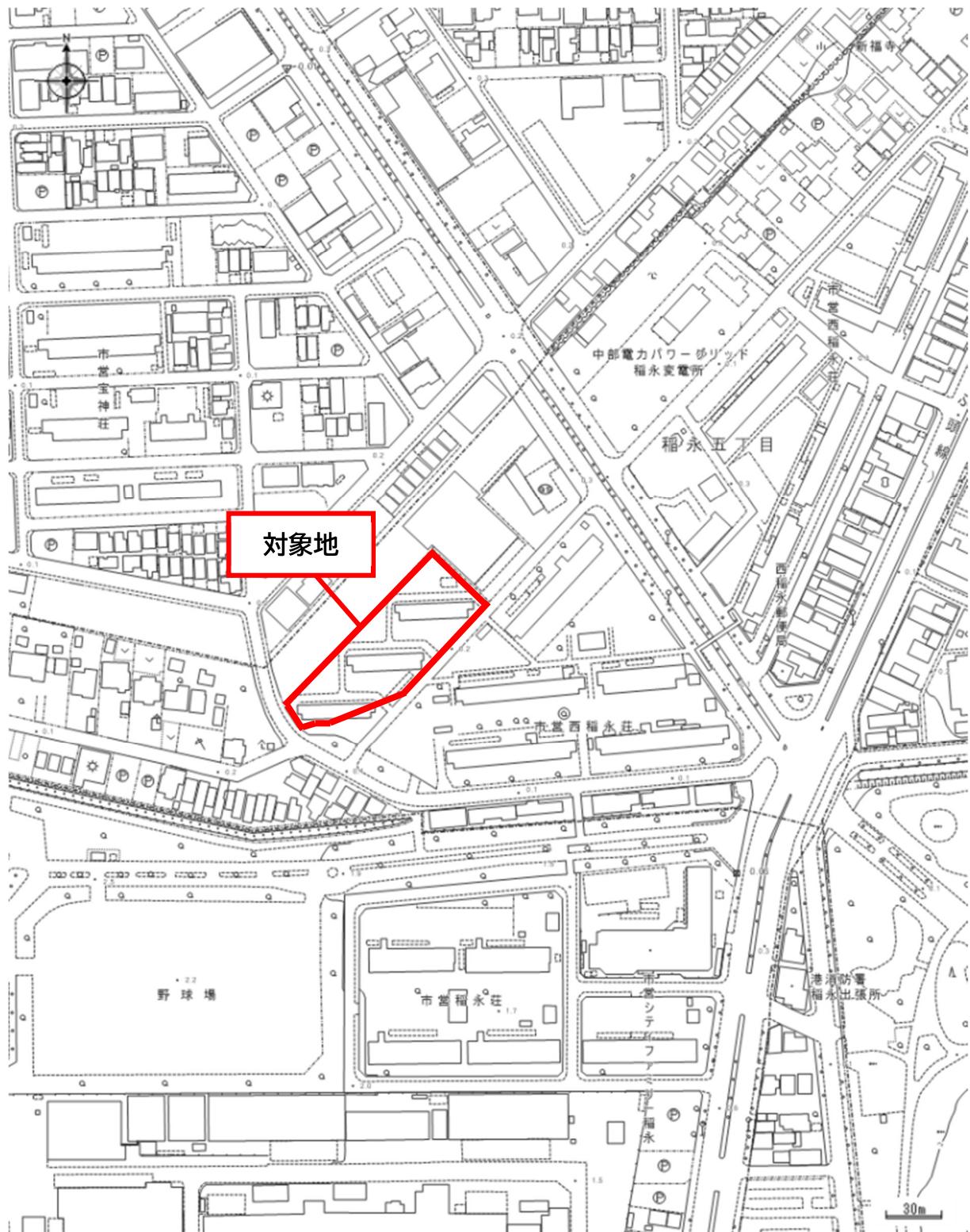
(注) 物件に関する情報は、先着順売払い申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず先着順売払い申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

位置図



(国土地理院地図を基に作成)

周辺位置図



(令和2・3年名古屋市都市計画基本図を基に作成)

図積求

名古屋市港区稻永五丁目1109番1.

$$S=1:500$$

35

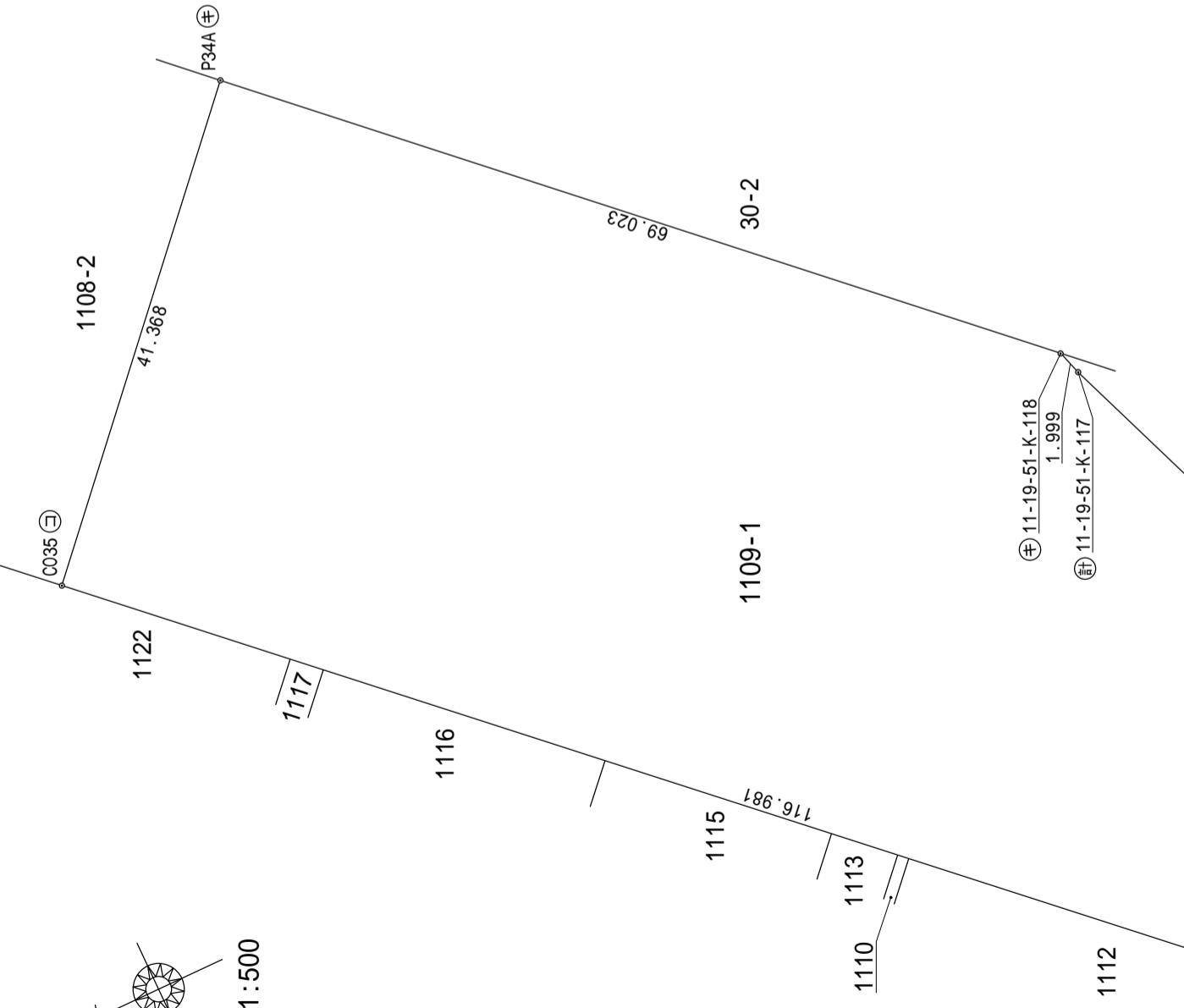
7-801

1122

P34A \oplus

表 積 求 標 座

地番	1109-1					
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離		
C035	-101451.331	-28599.803	-1654012.406899	41.368		
P34A	-101479.234	-28569.261	2239401.523485	69.023		
11-19-51-K-118	-101529.716	-28616.333	1462065.685636	1.999		
11-19-51-K-117	-101530.326	-28618.237	458149.356133	42.328		
11-19-51-K-116	-101545.725	-28657.665	475029.455040	3.211		
11-19-51-K-115	-101546.902	-28660.653	24218.251785	2.968		
11-19-51-K-114	-101546.570	-28663.603	59562.967034	5.930		
Q38	-101548.980	-28669.022	-13159.081098	4.982		
11-19-51-M-19	-101546.111	-28673.095	-151508.633980	3.098		
11-19-51-M-7	-101543.696	-28675.037	-164307.962010	4.084		
11-19-51-M-6	-101540.381	-28677.424	-190102.643696	3.853		
11-19-51-M-18	-101537.067	-28679.390	-2553899.679500	116.981		
	倍面積		-8563.168070			
登記地積	4281.58m ²	面積	4281.5840350			
実測地積	4281.58m ²	地積	4281.58	m ²		
	坪数		1295.17			



図面名	求積図		
所 在	名古屋市港区稻永五丁目 1109番1、		
縮 尺	1:500	作 成	令和7年10月28日

名古屋港管理組合財産売買契約書（案）

売渡人名古屋港管理組合（以下「甲」という。）と買受人〔※ 買受人名〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により本組合財産（土地）の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する土地（以下「売買物件」という。）を木柵を含めた現状有姿で次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

所在地及び地番	地目	公簿面積	備考
名古屋市港区稻永五丁目 1109 番 1	宅地	4, 281. 58 m ²	添付図面（位置図、周辺位置図及び求積図）のとおり。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 239, 500, 000 円とする。

2 売買物件の実測結果と前項の売買代金の基礎となった数量との差異が判明しても、売買代金は変更しないものとする。

※第4条及び第5条は売買代金の納付方法により、次の3通りとなります。

①契約時に売買代金を一括納付する場合

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除とする。

（売買代金の納入方法）

第5条 乙は、本契約締結までに、売買代金を甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

②契約時に契約保証金を納付し、契約後に売買代金を納付する場合（充当なし）

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結までに、契約保証金として金 23, 950, 000 円を甲の発行する歳入歳出外現金納付書により甲に支払うものとする。

2 前項の契約保証金は、乙が次条に定める義務を履行したときは乙の請求により遅滞なく甲が返還するものとし、これを履行しないときは甲に帰属するものとする。

3 第1項の契約保証金は、利子を付けないものとし、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の納入方法）

第5条 乙は、本契約を締結した日から 20 日以内に、売買代金を甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

③契約時に契約保証金を納付し、契約後に売買代金を納付する場合（充当あり）

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結までに、契約保証金として金 23, 950, 000 円を甲の発行する歳入歳出外現金納付書により甲に支払うものとする。

- 2 前項の契約保証金は、乙が次条に定める義務を履行したときは乙の請求により遅滞なく甲が返還するものとし、これを履行しないときは甲に帰属するものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、利子を付けないものとし、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 4 甲は、乙の申し出に基づき、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

(売買代金の納入方法)

- 第5条 乙は、本契約を締結した日から20日以内に、売買代金を甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。
- 2 前項の売買代金は、第3条第1項に定める売買代金から契約保証金を差し引いた金215,550,000円とする。

(遅延利息)

- 第6条 乙は、売買代金を前条に定める支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、売買代金に対し年14.6パーセントの割合で計算した額（円位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を遅延利息として売買代金と一緒に支払わなければならない。

※第7条は売買代金の納付方法により、次の3通りとなります。

①契約時に売買代金を一括納付する場合

(所有権の移転)

- 第7条 乙が第3条に規定する売買代金及び前条に規定する遅延利息を納付した後、本契約締結をもって甲は売買物件を現状有姿で引き渡し、所有権が乙に移転するものとする。

②契約時に契約保証金を納付し、契約後に売買代金を納付する場合（充当なし）

(所有権の移転)

- 第7条 乙が第3条に規定する売買代金及び前条に規定する遅延利息を全額納付した日に、甲は売買物件を現状有姿で引き渡し、所有権が乙に移転するものとする。

- 2 甲は、乙が売買代金を完納したことを確認した後に、前項の定めにより所有権が甲から乙へ移転したことを証する引渡書を交付する。

③契約時に契約保証金を納付し、契約後に売買代金を納付する場合（充当あり）

(所有権の移転)

- 第7条 乙が第5条第2項に規定する売買代金及び前条に規定する遅延利息を全額納付した日に、甲は売買物件を現状有姿で引き渡し、所有権が乙に移転するものとする。

- 2 甲は、乙が売買代金を完納したことを確認した後に、前項の定めにより所有権が甲から乙へ移転したことを証する引渡書を交付する。

(所有権移転登記)

- 第8条 前条の規定による所有権移転後、乙は、速やかに売買物件の所有権移転登記申請を行わなければならない。

- 2 乙が前項の登記に要する書類その他必要と認める書類の提出を求めたときは、甲は、速やかに乙に提出しなければならない。

- 3 所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、全て乙の負担とする。

4 所有権移転登記が完了したときは、乙は、速やかに登記事項証明書及び登記完了証を甲へ提出する。

(危険負担)

第9条 本契約締結の日から第7条の規定により売買物件を乙に引き渡す日までの間において、甲の責に帰すことのできない事由により売買物件が滅失又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されても、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求又は本契約の解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、履行の追完請求又は不適合の程度に応じた代金の減額請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をするとはできない。

3 前項の請求は、売買物件の引き渡しの日から1年以内に売買物件が契約不適合の旨を甲に通知した場合に限り行うことができる。

(用途の制限)

第11条 乙は、本契約締結の日から5年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める用途の制限に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

(1) 本契約に定める義務を履行しないときは金71,850,000円

(2) 本契約の締結又は履行について不正の行為があったときは金71,850,000円

(3) 前条第3項の定めに違反して、正当な理由なく実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金47,900,000円

2 前項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいるとき。
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、甲が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、甲への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行なわなかったとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、妨害等を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(原状回復及び返還金等)

第17条 乙は、甲が第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当ないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、売買物件の返還及び乙から甲への所有権移転登記が完了した後に、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。
- 4 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した契約の費用、売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

- 5 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したことにより乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
- 6 乙は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使されたときは、譲渡地の引き渡しの日から契約解除の日までの期間の日数に応じ、譲渡代金の額に年4.8パーセントの割合を乗じて計算した金額を、使用料相当額として甲に支払わなければならない。
- 7 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使した場合において、乙が第13条に定める違約金、次条に定める損害賠償金又は前項の規定により使用料相当額を支払うべき義務があるときは、返還すべき売買代金とこれらの違約金等を対等額について相殺する。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(名古屋港管理組合財務規則等の遵守)

第20条 本契約の条項に定めるもののほか、乙は本契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）その他甲が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第21条 本契約に関して疑義があるときは、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 甲乙間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市港区港町1番11号
名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎 印

乙 住所
氏名

印

樣 式

様式第1

公有財産買受申込書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

申込人 住所又は主たる所在地
氏名又は名称

印

代理人 住所
氏名等

印

説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。なお、所有権移転等に関する費用は、すべて申込人において負担します。

記

所在地及び地番	名古屋市港区稻永五丁目 1109 番 1
地 目	宅地
地 積	4, 281. 58 m ²
売 却 價 格	金 239, 500, 000 円
売買代金の納付方法	(選択される方に○を付けてください) ア 全額一括納付 イ 契約保証金前納 (売買代金への充当希望 : 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)
使 用 目 的	(住宅地、会社事務所など具体的にご記入ください)
契 約 希 望 日	令和 年 月 日

【契約関係書類等送付先】

住所	〒
氏名又は名称	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

備考

- 1 複数による買受けを希望する場合は、申込人欄に全員の申込者名を併記し、持分割合を明記すること。
- 2 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 3 印鑑登録証明書のほか、申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載は不要）を添付すること。
- 4 必要書類が添付されていないものは受付できません
- 5 契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋港管理組合公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることができませんので、ご注意ください。申込みをいただいた方は、契約結果の公表に同意いただいたものとみなします。
- 6 申込後の審査に約2～4週間かかるため、契約日はご希望に添えない場合がありますのでご留意ください。

様式第2

誓約書

名古屋港管理組合管理者 様

住所又は主たる所在地

氏名又は名称

印

先着順売払い申込みにあたり、下記事項について、誓約いたします。これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴組合が行う一切の措置について意義の申立てを行いません。

記

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のアからカのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者。ただし、当該事実と同一の事由により指名停止期間中の者を除く。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 契約者又は申込者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

カ アからオまでのいずれかにより参加申込みできないこととされている方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある者

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 公有財産買受申込書を提出する時点で指名停止の期間中の者

(5) 公有財産買受申込書を提出する時点で「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長、平成23年3月31日締結）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋港管理組合が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 本物件を購入した場合、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸しません。

(1) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

以上

様式第3

個人情報等の外部提供に関する同意書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

次の個人情報等を愛知県警察へ提供することに同意します。

申込人 住所又は主たる所在地
氏名又は名称

【個人の場合】

氏名	ふりがな	性別	生年月日

【法人その他の団体の場合】

(ふりがな) 商号又は名称	()
所在地	

役員等に関する事項

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日 (和暦)	住所
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

様式第4

委任状

名古屋港管理組合管理者 様

私（甲）は、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。
また、後日この委任状を解除する場合は、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力がないことを誓約します。

記

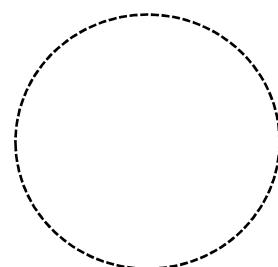
次の名古屋港管理組合財産先着順売払いに関する一切の権限

所在地及び地番	地目	公簿面積
名古屋市港区稻永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²

令和 年 月 日

実印

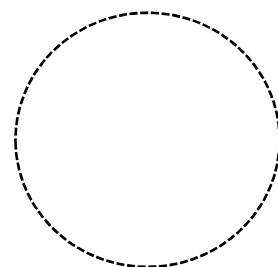
甲（委任者）
住所
氏名等



上記委任の件、承諾しました。

使用印

乙（代理人）
住所
氏名等



記入例

代理人がない場合

様式第1

記入日

公有財産買受申込書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

法人は現在事項証明書、
個人は住民票の写しの記
載内容と同一

申込人 住所又は主たる所在地 ○○市○○町○丁目○番

氏名又は名称 ○○株式会社

○○株式

代表取締役 名港 一郎 会社代表

取締役印

代理人 住所
氏名等

印鑑登録証明書
と同一の印影

印

説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。なお、所有権移転等に関する費用は、すべて申込人において負担します。

記

所在地及び地番	名古屋市港区稻永五丁目 1109 番 1
地目	宅地
地積	4,281.58 m ²
売却価格	金 239,500,000 円
売買代金の納付方法	(選択される方に○を付けてください) <input checked="" type="radio"/> ア 全額納付 <input type="radio"/> イ 契約保証金前納 (売買代金への充当希望: 有 • 無)
使用目的	(住宅地、会社事務所など具体的にご記入ください) 分譲戸建住宅用地
契約希望日	令和〇年〇月〇日

【契約関係書類等送付先】

住所	〒○○○一〇〇〇〇 ○○市○○町○○丁目○○
氏名又は名称	○○株式会社
担当者	○○課 名港 花美
電話番号	○○○一〇〇〇一〇〇〇〇
メールアドレス	○○○@○○.co.jp

備考

- 複数による買受けを希望する場合は、申込人欄に全員の申込者名を併記し、持分割合を明記すること。
- 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 印鑑登録証明書のほか、申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載は不要）を添付すること。
- 必要書類が添付されていないものは受付できません
- 契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋港管理組合公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることができませんので、ご注意ください。申込みをいただいた方は、契約結果の公表に同意いただいたものとみなします。
- 申込後の審査に約2～4週間かかるため、契約日はご希望に添えない場合がありますのでご留意ください。

代理人がいる場合

様式第 1

公有財産買受申込書

記入日

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

法人は現在事項証明書、
個人は住民票の写しの記
載内容と同一

申込人 住所又は主たる所在地 ○○市○○町○丁目○番
氏名又は名称 ○○株式会社

代表取締役 名港 一郎 印

代理人欄の内容と委任状
(様式第 4) の記載内
容と同一

代理人 住所 ○○市○○町○丁目○番地○○ビル 5 階
氏名等 ○○株式会社○○支店

支店長 名港 三郎 印

○○株式
会社○○
支店乃印

説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。なお、所有権移転等に関する費用
は、すべて申込人において負担します。

記

所在地及び地番	名古屋市港区稻永五丁目 1109 番 1
地目	宅地
地積	4, 281. 58 m ²
売却価格	金 239, 500, 000 円
売買代金の納付方法	(選択される方に○を付けてください) ア 全額納付 イ 契約保証金前納 (売買代金への充当希望: 有 • 無)
使用目的	(住宅地、会社事務所など具体的にご記入ください) 分譲戸建住宅用地
契約希望日	令和〇年〇月〇日

【契約関係書類等送付先】

住所	〒○○○○一○○○○ ○○市○○町○丁目○番地○○ビル 5 階
氏名又は名称	○○株式会社○○支店
担当者	○○部門 名港 花美
電話番号	○○○○一○○一○○○○○
メールアドレス	○○○@○○. co. jp

備考

- 複数による買受けを希望する場合は、申込人欄に全員の申込者名を併記し、持分割合を明記すること。
- 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 印鑑登録証明書のほか、申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載は不要）を添付すること。
- 必要書類が添付されていないものは受付できません
- 契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋港管理組合公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることが出来ませんので、ご注意ください。申込みをいただいた方は、契約結果の公表に同意いただいたものとみなします。
- 申込後の審査に約 2 ~ 4 週間かかるため、契約日はご希望に添えない場合がありますのでご留意ください。

共有の場合

様式第 1

記入日

公有財産買受申込書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

法人は現在事項証明書、
個人は住民票の写しの記載内容と同一。
持ち分割合を記入する。

申込人 住所又は主たる所在地	○○市○○町○丁目○番地	名港
氏名又は名称	名港 一郎 (持分 1 / 2)	印郎
住所又は主たる所在地	□□市□町□丁目□番地	
氏名又は名称	名港 次郎 (持分 1 / 2)	印港 次郎
代理人 住所		
氏名等		
	印鑑登録証明書 と同一の印影	印

説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。なお、所有権移転等に関する費用は、すべて申込人において負担します。

記

所在地及び地番	名古屋市港区稻永五丁目 1109 番 1
地目	宅地
地積	4,281.58 m ²
売却価格	金 239,500,000 円
売買代金の納付方法	(選択される方に○を付けてください) <input checked="" type="radio"/> ア 全額納付 イ 契約保証金前納 (売買代金への充当希望 : 有 • 無)
使用目的	(住宅地、会社事務所など具体的にご記入ください) 分譲戸建住宅用地
契約希望日	令和〇年〇月〇日

【契約関係書類等送付先】

代表者 1 名の送付先を記入	
住所	〒○○○一○○○ ○○市○○町○丁目○番地
氏名又は名称	名港 一郎
担当者	
電話番号	○○○一○○一○○○○
メールアドレス	○○○@○○.co.jp

備考

- 1 複数による買受けを希望する場合は、申込人欄に全員の申込者名を併記し、持分割合を明記すること。
- 2 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 3 印鑑登録証明書のほか、申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載は不要）を添付すること。
- 4 必要書類が添付されていないものは受付できません
- 5 契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋港管理組合公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることが出来ませんので、ご注意ください。申込みをいただいた方は、契約結果の公表に同意いただいたものとみなします。
- 6 申込後の審査に約 2 ~ 4 週間かかるため、契約日はご希望に添えない場合がありますのでご留意ください。

個人情報等の外部提供に関する同意書

記入日

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

次の個人情報等を愛知県警察へ提供することに同意します。

申込人 住所又は主たる所在地 ○○市○○町○丁目○番
 氏名又は名称 ○○株式会社代表取締役 名港 一郎

住民票の写しの記載内容と同一

【個人の場合】

氏名	ふりがな	性別	生年月日
名港 一郎	めいこう いちろう	男	昭和○年○月○日

【法人その他の団体の場合】

現在事項証明書の記載内容と同一

(ふりがな) 商号又は名称	(まるまるかぶしきがいしゃ) ○○株式会社
所在地	○○市○○町○丁目○番地

役員等に関する事項

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
代表取締役	(めいこう いちろう) 名港 一郎	男	昭和○年 ○月○日	○○市○○町○○丁目○○番地
取締役	(めいこう じろう) 名港 次郎	男	昭和○年 ○月○日	○○市○○町○○丁目○○番地
監査役	(めいこう はなこ) 名港 花子 (なごや はなこ) (名古屋 花子)	女	昭和○年 ○月○日	○○市○○町○○丁目○○番地

旧姓併記、通称登録等している場合は、両方記入してください。

()			
()			
()			
()	現在事項証明書に記載されている役員（監査役、監事等を含む。）は全員記載してください。退任者は記載不要です。		

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

様式第4

委任状

名古屋港管理組合管理者 様

私（甲）は、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。
また、後日この委任状を解除する場合は、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力がないことを誓約します。

記

次の名古屋港管理組合財産先着順売払いに関する一切の権限

所在地及び地番	地目	公簿面積
名古屋市港区稻永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²

令和 年 月 日

申込書（様式第1）の記入日と同日

実印

甲（委任者）

住所 ○○市○○町○丁目○番

氏名等 ○○株式会社

代表取締役 名港 一郎

○○株式
会社代表
取締役印

上記委任の件、承諾しました。

使用印

乙（代理人）

住所 □□市□□町□丁目□番地□□ビル5階

氏名等 ○○株式会社□□支店

支店長 名港 三郎

○○株式
会社○○
支店乃印